

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年2月10日号
発行：会津坂下町 新型コロナウイルス感染症対策本部
制作：政策財務課 政策企画班

町民の皆さまへ

国は11都府県へ発出した緊急事態宣言を10都府県において延長を決定しました。県においても、安定した医療が提供可能な状態となるか見極める必要があるため、**1月13日から2月7日まで**としていた**緊急対策期間を、2月14日まで延長**することとしました。

県内においては新規感染者数は減少傾向にあり、病床使用率も少しずつ改善されつつありますが、このような状況であることから、町民の皆さんは、緊急事態宣言の対象となっている10都府県を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来を自粛してください。また、県内においても不要不急の外出を自粛していただき、特に午後8時以降の外出自粛を徹底してください。さらに、会話をする際は必ずマスクを着用するなど「新しい生活様式」を徹底するとともに、日常生活において、感染リスクが高まる「5つの場面」を十分に意識して慎重な行動をお願いします。

町民の皆さん、事業者の皆さんのご努力・ご協力による取り組みの成果をより確かなものとし、命と健康、そして医療を守るため、皆さん一人ひとりが感染を防止していただくことを重ねて、お願いいたします。

また、新型コロナウイルスワクチンに関する詳細につきましては、現在、国・県および医療機関と調整中であります。内容などが決定され次第、皆さまにお知らせいたします。

町は、いまだ予断を許さない状況にあることを強く認識し、迅速な感染拡大の防止に取り組んでまいります。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長

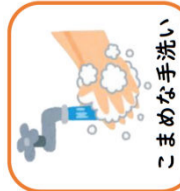
会津坂下町長

齋藤 文英

感染症に関する相談窓口（感染の疑いがある場合は「受診・相談センター」までご相談ください）

相談種別	受付時間	電話番号
町相談窓口 （生活課 福祉健康班）	平日 午前8時30分～午後5時15分	☎993-6169
受診・相談センター	24時間（平日・土日祝日を含む）	☎ 0120-567-747
福島県一般相談 （コールセンター）	平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	☎ 0120-567-177 FAX 024-521-7926

家庭内での感染対策をお願いします！！ ～大切な家族を守るために～



新型コロナウイルスワクチンの接種について

町では、生活課福祉健康班内に「接種事業推進チーム」を立ち上げ、両沼郡医師会および両沼管内町村間で連携し、ワクチン接種事業の速やかな実施に向けて、準備を進めています。詳細が決まり次第、新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせや広報、ホームページなどを通じて、情報をお伝えします。

ワクチン接種予約から接種までのスケジュール

ワクチン接種を受けるには予約が必要で、下記の流れに沿って予約をお願いいたします。

	接種完了までの流れ
3月中旬～	接種に必要な書類（ワクチン接種券）が自宅に郵送で届きます ※はじめに65歳以上の方に届きます （65歳未満の方については発送時期は未定です）
4月上旬～	ワクチン接種券に記載されたコールセンターに電話し、 接種予約（接種する医療機関や接種日の予約など） を行います 接種予約した日程でワクチン接種を受けます

ワクチン接種 Q&A

Q. 接種はどこでできますか？

A. 町内の医療機関のほか、両沼（河沼郡・大沼郡）管内の医療機関でも接種ができるよう調整中です。

Q. 接種の開始時期はいつですか？

A. 65歳以上の方については4月上旬、それ以外の方は4月以降順次開始しますので、詳細が分かり次第お知らせします。なお、医療従事者などは2月中旬より接種を開始します。

Q. 接種に関する相談はどこにすればよいですか？

A. 3月上旬よりコールセンターを設置し、接種に関する疑問や不安などの相談を受け付けます。コールセンターの電話番号は2月25日発行の新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせでお伝えします。

Q. 接種料金は発生しますか？

A. 無料です。※「ワクチン接種に予約金が必要だ」などとして現金を要求する不審な電話が全国で相次いでいます。接種は無料ですので、不審な電話がかかってきたらすぐに切り、警察に相談してください。

Q. 接種は義務ですか？

A. 予防接種の有効性・安全性や副反応について、ご本人が十分理解された上での接種となります。受ける方の同意なく接種が行われることはありません。

新型コロナウイルス感染症の町内発生状況について

町ホームページでお知らせしています。下記より検索、または右QRコードをスマートフォンで読み込んでください。
【町ホームページ】<https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/27/10993.html>



▼裏面のお知らせもご覧ください。

町施設の使用自粛要請延長について

1月12日付「福島県による特別措置法に基づく要請」(不要不急の外出自粛要請)期間の延長に伴い、町施設利用につきまして下記のとおり、引き続き使用の自粛を要請します。

利用団体の皆さまには大変ご不便をおかけしますが、町の感染予防対策にご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況により変更になる場合がありますのでご了承ください。

期 間	2月14日(日)まで
内 容	・団体の運営上必要な会議を開催する(少人数(10人程度)かつ1時間程度(午後8時退館)で感染予防対策を徹底できると判断した)場合に限り使用可能 ・子育てふれあい交流センターは感染予防対策を徹底のうえ、町内に住所を有する子どもとその保護者のみ使用可能

対象施設	問い合わせ
中央公民館/学校体育施設	社会文化班 ☎83-3010
各地区コミュニティセンター/まちづくりセンター	政策企画班 ☎84-1504
健康管理センター	保険年金班 ☎84-1501
農村環境改善センター	農林振興班 ☎84-1505
子育てふれあい交流センター	子ども支援班 ☎84-3712
東分庁舎会議室	商工観光班 ☎83-5711

医療機関受診について

風邪のような症状、発熱、強いだるさ、息苦しさがある場合は、まずかかりつけ医など身近な医療機関に電話相談してください。受診の際は、マスクを着用し、自家用車にてお越しください。かかりつけ医が診察時間外の場合は、下記の発熱外来をご利用ください。

平日午前9時～午後1時の場合	平日午後1時以降 または土日祝日夜間の場合
両沼地方発熱外来 (坂下厚生総合病院敷地内仮設診療室)へ電話で診察予約 【発熱外来予約専用番号】 ☎82-2080 (午前9時～午後1時) 持 参 品 保険証、お薬手帳、診療費用(預り金)3,000円(後日精算 おつりの無いようにご準備ください) 受診の流れ ①予約専用番号に電話し症状を伝える ②医療機関駐車場に到着したら車内待機のまま予約専用番号に電話し到着を伝える ③駐車場に来た係員に、 窓を閉めたまま車内から 保険証やお薬手帳などを提示する ④誘導係の案内にしたがって診察室へ入り医師の診察を受ける	いづれかの発熱外来に電話で診察予約 会津中央病院発熱外来 【発熱コールセンター】 ☎36-7266 (午前8時30分～午後5時) 【夜間休日救急外来】 ☎25-1515 (休日・夜間午後5時以降) ※特定療養費(初診時3,000円)がかかります。 竹田総合病院発熱外来 【外来診療予約ダイヤル】 ☎27-5577 (午前8時～午後5時) 【救急受付】 ☎29-9911 (休日・祝日・夜間午後5時～午前8時) ※特定療養費(初診時5,500円/再診時2,750円)がかかります。 ※病院の機能により特定療養費、選定療養費がそれぞれ異なります。

感染の疑いがある場合
受診・相談センターへ電話相談 ☎0120-567-747 (24時間受付)
受診・相談センターの指示にしたがってください。

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(時短営業協力金)第1弾(1月15日(金)～2月7日(日)分)の申請について

県では、下記の要請に応じた事業者に対して、「時短営業協力金」を交付します。

対象店舗 県内に所在し、通常午後8時から翌日午前5時までの時間帯を含む営業を行っており、食品衛生法に基づき飲食店営業許可を受けた接待を伴う飲食店(風営法第2条第1項第1号に該当する店舗)、酒類を提供する飲食店(カラオケ店を含む)

対象期間 ※惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニなどのイートインスペースを除く
1月15日(金)～2月7日(日) ※左記の期間中、午後8時(酒類の提供は午後7時まで)から翌日午前5時までの営業自粛

交付額 時短営業日数×1日4万円 ※1店舗当たり最大104万円(13、14日の時短営業も対象)
受付期間 2月8日(月)～3月10日(水) ※申請書は町役場商工観光班(東分庁舎)に設置しています。
また、下記ホームページよりダウンロードも可能です。

期間延長による協力金第2弾(2月8日(月)～14日(日)分)の申請について

第1弾とは別途に申請が必要となります。申請方法については改めてお知らせします。

対象期間 2月8日(月)～14日(日) ※左記の期間中、午後8時(酒類の提供は午後7時まで)から翌日午前5時までの営業自粛

交付額 時短営業日数×1日4万円 **受付期間** 時短営業要請期間終了後 受付開始予定

問 福島県 新型コロナウイルス感染症に関する協力金の専用相談窓口(協力金コールセンター)
(平日 午前9時30分～午後5時30分) ☎024-521-8575
ホームページ(福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金)
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin3.html>



糸桜里の湯ばんげでは新型コロナウイルス感染症対策のうえ営業しています

感染症対策を徹底したうえで営業していますので、安心してご利用ください。また、昨年10月に全戸に配布しました「温泉利用券」をお持ちの方はご利用ください。

【新型コロナウイルス感染症の対策にご協力ください】

- ・入館時には、マスクの着用と手指のアルコール消毒をお願いします。 ・体調不良や発熱のある方は、入館をお控えください。

問 糸桜里の湯ばんげ ☎83-1151 産業課 商工観光班(東分庁舎) ☎83-5711

サーモグラフィ導入補助金

対象者 令和2年4月1日以降に設置型サーモグラフィを新たに購入した常時勤務者20名以上の中小企業・個人事業主で町税を滞納していない方

対象機器 設置型サーモグラフィ(カメラ・モニター・その他必要機器) ※町外支店・支所設置分は対象外

補助額 購入費用の2分の1(1事業者1台あたり上限10万円 3台まで)

申請方法 商工観光班窓口または町ホームページから申請書を取得してお申込みください。

申請期限 令和3年3月31日(水)

提出先 〒969-6543 会津坂下町字中二番甲3650番地(郵送または持参可)

問/申込 産業課 商工観光班(東分庁舎) ☎83-5711 FAX83-5713

E-mail: nigiwai@town.aizubange.fukushima.jp

空気清浄機設置事業補助金

対象者 令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症対策のため、空気清浄機を新たに購入して設置した中小企業・個人事業主で、町税を滞納していない方

対象機器 空気清浄機(ウイルス除去・不活性化などの効果があるもの)

補助額 購入費用の2分の1(1事業者1台あたり上限2万円 3台まで)

申請方法 商工観光班窓口または町ホームページから申請書を取得してお申込みください。